

共有物分割請求の訴えに関する調停に代わる決定について

令和6年9月30日付けで、新4号国道アクセス道路整備事業における土地の共有者3名に対して提起した共有物の分割を求める訴えについて、水戸地方裁判所下妻支部から令和7年2月6日付け民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定を令和7年2月13日に受理したことをご報告いたします。

記

- 1 事件名 共有物分割請求調停事件（基本事件：共有物分割請求事件）
原告 古河市
被告 被告A、被告B、被告C
- 2 調停に代わる決定要旨
 - （1）原告及び被告らは、原告と被告らの共有である物件目録記載の土地を原告の単独所有とすることとし、これにより、①被告Aの取得する償金を55万0356円、②被告Bの取得する償金を11万0071円、③被告Cの取得する償金を11万0071円とそれぞれ定める。
 - （2）原告は、被告らに対し、令和7年3月31日限り、持分全部移転登記を受けるのと引換えに、前号の金員を、被告名義の普通預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は原告の負担とする。
 - （3）訴訟費用及び調停費用は各自の負担とする。
- 3 物件目録
所在 古河市上片田字西片田
地番 913番
地目 畑
地積 778平方メートル
- 4 今後の対応
当該決定に対し異議申し立ては行わず、異議申し立て期間を経過後、当該決定内容に従い用地取得を進める。